

2025年度 外国人留学生の 手引き

近畿大学
グローバルエデュケーションセンター

目 次

グローバルエデュケーションセンター長の挨拶	1
■ 各施設について	2
1. グローバルエデュケーションセンター	
2. 学部学生センター	
3. 学生部	
4. メディカルサポートセンター	
5. キャリアセンター	
■ 法律上の手続きについて	5

ニューノーマル社会でともに学ぶ

グローバルエデュケーションセンター長
大村 吉弘

留学生のみなさん、近畿大学へのご入学おめでとうございます。そして、ようこそ日本へ。

教職員一同、みなさんを心から歓迎いたします。

急速に変化し続けるこの時代、私たちはコロナ禍という未曾有の困難を乗り越え、新たな価値観や生活様式を受け入れながら前進しています。今や、人と人、国と国がつながることの重要性はこれまで以上に高まり、ニューノーマル社会における国際交流は、より持続可能で多様性を尊重する未来を築く鍵となっています。

みなさんは、日本という異文化社会に身を置き、様々な体験を通してこれから多くのことを学んでいくことでしょう。外国で生活するという事は決して楽しいことばかりではありません。時には辛いことや苦しいこと、悲しいこともあるでしょう。しかし、その一つ一つの経験がみなさんにとっては大変貴重な「学び」であり、将来にとって必ず役に立つ糧になるでしょう。留学中には日本社会を体感し、様々な友人たちと出会い、よいところを積極的に吸収してください。そして、自分や自国・地域のことについて考えるよい機会とし、自分の強みを積極的にアピールしてください。文化や価値観の違いを理解することは、自分の視点を広げる絶好のチャンスでもあります。共に学び、わからないことがあれば質問、議論し、みなさんが自分の進む道を探してください。

近畿大学では、各学部において共通教養科目、外国語科目、基礎科目、専門科目が提供され、また大学院ではそれぞれの専門分野で研究を深められる受け入れ体制が整えられています。また、みなさんのさらなる日本語能力の向上のために、多彩な「日本語」科目も提供されています。これらはいずれもみなさんの学習基盤となるものです。この他、アカデミックシアターや中央図書館、英語村など大学内には様々な教育施設・設備が整っているほか、学生同士や教職員、地域との国際交流の場も提供されています。学生時代は長いようであつという間に過ぎますから、自分の目標を明確に立て、留学期間中にそれが達成できるようしっかり努力してください。私たちは、みなさんがそれを成し遂げられるよう支援するとともに、グローバル社会で今後大いに活躍してくれるよう期待しています。

最後に、近畿大学を選択してくれたことに感謝し、これから始まる本学での貴重な年月を共に過ごし、近い将来その成果を喜び、讃え合う日が来ることを今から楽しみにしています。

■ 各施設について

1. グローバルエデュケーションセンター

グローバルエデュケーションセンター(1号館3階)は、外国人留学生の実りある留学生生活をサポートしています。各種事務手続き・相談などの受付窓口で、外国人留学生にとって一番身近なオフィスです。何か伝えたいことがあれば、遠慮せずに申し出てください。

グローバルエデュケーションセンターからの連絡事項はUNIPA(※)でお知らせしますので、日頃から確認するよう心がけてください。

※UNIPAについて

近畿大学では、学内ポータルシステムとして「UNIVERSAL PASSPORT」(通称:UNIPA「ユニパ」)を採用しています。インターネット環境があればどこからでも大学のお知らせや情報が得られるだけでなく、履修登録や成績の確認ができます。

近畿大学ホームページ → 「学生ログイン(近大UNIPA)」

<http://www.kindai.ac.jp/>

【在籍確認】

在籍確認は、皆さんが近畿大学で留学生生活を送るうえで、安全かつ健全に毎日を過ごせるようスタッフ一同願う気持ちから行うものです。

この在籍確認を怠った場合、各種奨学金の申請ができないことがありますので、忘れずに行ってください。

在籍確認期間	毎月1日～10日
--------	----------

【出国届】

一時帰国または海外に出国する場合は、UNIPAから出国届を提出してください。

(参考)

UNIPA>個人情報>各種申請登録>教務>グローバルエデュケーションセンター

【奨学金の手続】

外国人留学生のための奨学金に関する事務手続きを行います。募集案内はUNIPAでお知らせします。

【在留手続等】

在留期間更新許可申請や資格外活動許可申請の手続等に関する手順や相談に応じます。

【学費の延納・分納等】

学費を所定の期日までに納入できない場合は除籍となり、「留学」の在留資格を失います。特別な事情がある場合は、所定の期間に本学の承認を受けて学費を延納・分納することができます。

【留学生学友会活動】

本学の留学生学友会組織の諸活動のサポートを行います。詳細は[こちらのHP](#)をご確認ください。

2. 学部学生センター

所属学部の学生センターはそれぞれの学部の建物にあります(大学院研究科含む)。学部学生センターでは以下の事項について主に取り扱っていますので、いつで

も相談に行ってください。

- 単位、成績、履修登録等、授業全般に関すること
 - 定期試験に関すること
 - 休学、退学、復学等の学籍異動に関すること
- ※学籍異動の手続を行う場合、所属学部学生センターで所定用紙を受け取り、必要事項を記入し、グローバルエデュケーションセンターで受付後、所属学部学生センターで手続を行ってください。
- 在学証明書、成績証明書、卒業証明書等、各種証明書の発行
- ※証明書自動発行機で発行することが出来ます。
(設置場所：1号館1F・KUDOS1F)

3. 学生部

学生部(11月ホール1階)は、主につぎの内容の相談窓口となっています。詳細については[こちらのHP](#)を確認してください。

- 学生証、通学証明書、学割証
※通学証明書、学割証は学内発行機で発行
- 現住所・電話番号・保証人・学費負担者変更(近大UNIPAで申請)
※UNIPAでの申請方法
「メニュー」→「個人情報」→「各種申請登録」→「新規申請」→「学生部」
- 生活相談
- クラブ活動
- 各種行事、集会
- アルバイトの紹介(URL：<https://www.aines.net/kindai/>)
※資格外活動許可申請が必要です(P7参照)。
- 住居の紹介(URL：<https://www.kindai-juukyoannai.com/>)
- 拾得物の取り扱い
- ボランティア活動

4. メディカルサポートセンター

メディカルサポートセンター(11月ホール3階)は、主につぎの内容の相談窓口となっています。詳細については[こちらのHP](#)を確認してください。

- 学生の健康管理
- 応急手当
- 健康相談(本学医学部附属病院の医師による相談を行っています。)
- カウンセリング(悩み相談)
- 健康診断証明書発行

また、本学では学生の健康管理のため、毎年4月に定期健康診断を実施していますので必ず受診してください。奨学金の申込みや就職活動に「健康診断証明書」が必要となります。定期健康診断を受けていなければ、「健康診断証明書」は発行できません。なお、一般の医療機関で健康診断を受ける場合は、高額のコストがかかります。

5. キャリアセンター

キャリアセンターは2号館2階にあります。留学生の就職についてガイダンスや情報配信を行い、卒業後の進路についてサポートを行っています。また、インターンシップや資格取得のための課外講座、希望者には就職の個別相談も行っています。日本での就職活動を考えている方は、まずはキャリアセンターまで相談に来てください。詳

細については[こちらのHP](#)を確認してください。

■ 法律上の手続きについて

【入国時】

・ 出入国港にて

■ 在留カード

3カ月を超えて日本に滞在する予定の外国人居住者には、「在留カード」が発行されます。このカードは、氏名や生年月日、国籍・地域、日本での住所、在留資格、在留期間等が記載された身分証明書です。カードは常に携帯してください。

■ 新しく日本に入国する場合

成田、羽田、中部、関西、新千歳、広島および福岡空港に到着する場合は、原則、入国審査時に、上陸許可に伴い在留カードが交付されます。

その他の出入国港より入国する場合、居住地区の役所に日本の居住先の届出（住民登録）をした後、登録された住所宛に在留カードが郵送されます。

・ 市役所・区役所にて

在留カードと国民健康保険証は、預金口座開設時に身分証明書として必要となる場合が多くなります。住所が決まったら、すぐに手続きをしてください。

■ 居住地の届け出（住民登録）

日本に3カ月を超えて在住する外国人は、居住地を定めてから14日以内に居住地の役所で日本での居住地を登録しなければなりません。必要な届出が遅れたり、虚偽の届出をした場合は、罰金、懲役、在留資格の取り消し等の処分の対象となる可能性がありますので、注意してください。

住所が変わった場合も14日以内に必要書類を役所に持参し、手続きをしなければなりません。

【必要書類】旅券（パスポート）、在留カード、届出書

■ 国民健康保険

在留カードを交付された外国人は、すべて国民健康保険に加入することになっていきます。この保険に加入するには毎月の（保険料）掛金が必要ですが、医療費の30%を負担するだけで治療が受けられます。保険証は日本全国で有効なので、旅行をするときにも携帯してください。

手続きは、居住する市/区役所で行ってください。（住民票登録を済ませていない人は、登録を済ませてから手続きをしてください。）保険証は毎年更新されます。（保険料）掛金の支払いは、あなたが日常使用している銀行口座から自動振替にしておくで大変便利です。銀行振込の手続きの詳細は、市役所へ問い合わせてください。

帰国する際には必ず保険証を市/区役所へ返却してください。

■ マイナンバー

住民登録すると、すべての人（外国人含む）に、個人番号通知書が市（区）役所から郵送されます。この個人番号は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機

関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。行政手続きや照会等に必要となりますので、帰国した後も大切に保管してください。

【内閣官房：マイナンバー制度】<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

■ 国民年金

国民年金は、加入者が老齢に達したときや障害を負った場合等に支給される公的な年金制度の一種です。日本に住む20歳から59歳の方は、在留カードを所持する外国人も含めて、国民年金の加入が義務づけられています。加入手続きは居住地区の市/区役所で行います。手続後、年金手帳と保険料納付書が郵送で自宅へ届きます。年金手帳は年金に関する各種手続きで必要になりますので、必ず保管してください。保険料は郵便局、銀行、コンビニ等で支払ってください。

保険料の支払いが困難な場合は、申請により保険料の支払いが猶予されたり、免除され

る制度があります。在学期間中の保険料納付を猶予する制度（学生納付特例制度）については、居住地区の役所で確認してください。

【日本年金機構】 <https://www.nenkin.go.jp>

・ 出入国在留管理庁にて

出入国在留管理庁で必要な以下の手続きについては、申請や届出が遅れたり、届出をしなかったり、虚偽の届出等をした場合、罰金、懲役、在留資格の取り消し、国外退去強制等の処罰の対象となる可能性があります。自分の在留資格の管理や各種届出の重要性を理解し、各種手続きを行ってください。

■ 大阪出入国在留管理局（マップは[こちら](#)）

住所：〒559 - 0034

大阪市住之江区南港北一丁目29 番53 号

電話：06-4703-2100 FAX：06-4703-2262

URL：<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

※各種申請書は、出入国在留管理庁の窓口またはウェブサイトから入手できます。

■ 在留期間の更新

手続きは、在留期間の満了する日の3カ月前から行うことができます。必ず在留期間の満了する前に更新申請を行ってください。また、グローバルエデュケーションセンターに必ず在留期間更新完了の報告をしてください。在留期間更新手続きの詳細については近大UNIPAにてご確認ください。

【必要書類】

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード
- ③ 国民健康保険証
- ④ 在学証明書
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 在留期間更新許可申請書
 - ・ 申請人等作成用1、2、3…申請者本人が記入
 - ・ 所属機関等作成用1および2…グローバルエデュケーションセンターが記入
- ⑦ 4 cm × 3 cmの顔写真1枚（3カ月以内に撮影）
- ⑧ 手数料4,000円

※この他、追加書類の提出を求められる場合があります。

■ 変更届出

在留カードの記載事項に変更が生じた場合、又は盗難等でカードを紛失した場合、14日以内に出入国在留管理庁へ届出てください（ただし、住所変更の届出は、居住地区の市／区役所で行います。）。また、グローバルエデュケーションセンターにも必ず変更の報告をしてください。

在留カードの記載事項に変更がある場合（住所変更を除く）、原則として、申請と同日に、新しい在留カードが交付されます。

【必要書類】

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード
- ③ 4 cm × 3 cm の顔写真1枚（3カ月以内に撮影）
- ④ 届出書

※この他、追加書類の提出を求められる場合があります。

■ 再入国

在学期間中に日本を出国し、1年（在留期限が残り1年以内の場合はその在留期限）以内に再入国する場合、再入国許可の必要はありません。この場合、在留期限を海外で延長することができないので、期限内に再入国しないと在留資格が失われます。必ず日本出国

前に確認してください（海外での滞在が1年以上見込まれる場合にはあらかじめ「再入国許可」の手続きが必要になります。）。再入国を希望する場合は、出国する際に必ず在留カードを提示するとともに、再入国出国用EDカードに再入国の意志の有無について記載してください。

※出国する前に近大UNIPA から出国届を提出してください。

■資格外活動の許可

「留学」の在留資格では、就労が認められていないため、留学生がアルバイトをする場合には、アルバイトを始める前に、パスポートに出入国在留管理庁が発行する「資格外活動許可証」を取得する必要があります。申請希望者は、グローバルエデュケーションセンターに申し出てください。資格外活動の許可がおりた時やアルバイトの勤務先を変更した場合は、必ずグローバルエデュケーションセンターに報告してください。

「留学」の在留資格を持つ留学生は、一律1週28時間以内（長期休暇中は法律で定められている週40時間の範囲内であれば1日8時間以内就労可能）のアルバイトができます。活動内容は、公序良俗に反しないものにかぎります。風俗営業やその関連営業の仕事はできません。無許可で、あるいは許可された条件に違反してアルバイトをすると、処罰や強制送還の対象になり、このような留学生を雇用する者も共犯者として処罰されます。なお、休学中は、日本での正当な滞在理由が無いかぎり、一旦帰国することになりますので、日本に滞在してアルバイトすることはできません。

資格外活動許可の申請は、留学生本人が居住地区の管轄の出入国在留管理庁にて行います。

許可証は、原則、即日発行されますが、場合によっては、後日の発行となります。

【必要書類】

- ① 資格外活動許可申請書（用紙はグローバルエデュケーションセンターにあります）
- ② パスポート
- ③ 在留カード

【帰国時】

・住まいの退去手続

帰国する少なくとも1カ月以上前に不動産業者もしくは家主に退去予定日を通知してください。直前に申し出ると次の月の家賃も請求されます。

日本では部屋をきれいに掃除し、住み始めた時と同じ状態にしておかないと、敷金から修理代などが差し引かれます。部屋の状況が極端に悪ければ追徴されることがあります。家具や寝具、自転車などの大型ゴミの処分が必要な場合は、居住地区の市/区役所WEBサイトで調べ自治体の規則に従ってください。

なお、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコンなど自身で購入した電化製品は法律により自治体で回収できないので、購入した電器店などで回収を依頼してください。回収手数料がかかります。

・公共料金の精算

電気・ガス・水道・電話料金などの公共料金は退去日の数日前に料金請求書に記載された営業所に連絡し、指示に従って料金の精算や使用停止の手続きをしてください。

・預金口座の解約

銀行・郵便局窓口にて、解約手続きを申し出てください。公共料金を口座自動引き落としにより支払っている場合は、必ず料金の精算が済んだことを確認してから口座を解約してください。

【必要書類】

- ・在留カードやパスポートなどの身分証明書
- ・口座を開設した際に使用した印鑑
- ・通帳

・市/区役所での手続

日本での留学を終えて日本を出国する場合、出国日が決まったら、居住地区の市/区役

所へ行って、以下の手続きをする必要があります。

【必要書類】

- ・パスポート
- ・在留カード
- ・国民健康保険証
- ・国民年金手帳（加入者のみ）
- ・マイナンバー通知カードおよび個人番号カード

■ 転出届の提出

最初に転出届を住民登録窓口へ提出してください。国民健康保険や国民年金の脱退手続きより前にこの手続きが必要です。

■ 国民健康保険料の精算

保険料は、月払いで計算されているので、日本での留学期間を終えて帰国する場合、保険料の過不足を精算する必要があります。国民健康保険担当窓口で保険料を精算してください。保険証の有効期限が出国日まで訂正されるので、出国日まで使えます。

■ 国民年金の脱退（加入者のみ）

国民年金担当窓口へ脱退を申し出てください。なお、年金保険料を6カ月以上納めていたなどの条件を満たす場合には、脱退一時金を請求することにより、支払った年金保険料の一部が返金されます。詳細については、以下のWEB サイト、または居住地区の市／区役所の国民年金担当窓口へ問い合わせてください。

日本年金機構URL <https://www.nenkin.go.jp/>

・所属（活動）機関に関する届け出

「留学」の在留資格をもって在留している方は、活動機関からの離脱（卒業、修了）・移籍（新たな活動機関へ進学）があった場合には、14 日以内に法務大臣に届け出てください。

【必要書類】

- ・届出書（出入国在留管理庁所定用紙）
- ・在留カード（郵送の場合は、在留カードの写しを提出）

■ 届出方法（①～③のいずれか）

① 窓口 最寄りの地方出入国在留管理官署に持参

② 郵送 在留カードの写しを同封の上、東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当宛てに送付してください。（封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載）

《郵送先》〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー14 階
東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当

③ インターネット

出入国在留管理庁電子届出システムを利用して、インターネットにより届出を行うことができます。

なお、事前に出入国在留管理庁電子届出システムにアクセスして利用者情報登録を行う必要があります。

URL

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/shozokunikansuru_00001.html

・出国空港における在留カードの返却

留学期間を終えて日本を去る留学生は、出入国港（関西国際空港など）の入国審査官から在留カードの返納を求められますので、従ってください。

■ 外務省によるアポステイーユ証明と公印確認について

アポステイーユ証明書や公印確認は、日本で発行された公文書を外国でも公的な文書として認めてもらうための外務省による認証です。

留学期間を終えて帰国する際に近畿大学の学位記、成績証明書などにアポステイーユ証明を希望する留学生がいます。

必要な認証の種類や手続きは提出先により大きく異なります。また、提出先によっては、駐日大使館（領事館）の認証が必要な場合もあります。希望者は提出先期間や日本に

駐在する自国の大使館（領事館）で事前に確認してください。なお、学位記などの交付は卒業式後です。

また、認証取得手続きには時間がかかります。希望者は必ず関係諸機関や自国の駐日大使館（領事館）に事前に手続き確認してください。

■ 外務省URL <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>